

7環政 第 13号
令和7年5月10日

AC7合同会社

代表社員 AC7一般社団法人

職務執行者 中村 武 様

福島市長 木 幡 浩



福島先達山太陽光発電所に関する要請について

福島先達山太陽光発電所に関しては、令和6年1月17日付5林第873号にて市から貴社に対する要請を行い、同年3月28日に回答をいただいております。

しかしながら、その後も山肌の広範な露出による景観悪化を批判する声が市内外から多数寄せられていることに加え、令和6年6月2日に発生した県道への土砂流出や金堀沢への濁水流入の事故を受け、土砂災害等の発生に対する市民の懸念や不安がこれまで以上に高まっています。

また、本市では今年4月1日に施行した「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」において、条例の施行日前に設置済又は同日以前に設置工事に着手した発電施設（既存施設）に対しても一部義務規定が適用されます。

このことから、下記のとおり、貴社に対し改めて要請いたします。

記

1. 要請内容

(1) 景観の保全について

発電施設の設置工事完了が間近となった現時点においても、県森林審議会森林保全部会や本市に対し、貴社から説明のあった眺望景観と現状が著しく異なっていることから、当初説明どおりの景観となるよう必要な措置を講じること。

(2) 条例の遵守について

発電施設の設置工事中はもとより、設置工事完了後（発電施設の稼働後を含む。以下同じ。）においても、関係法令及び条例を遵守し、その事業区域において、土砂の流出等が発生しないよう適正な維持管理を行うこと。

(3) 市民への対応について

発電施設に関し、多くの市民の懸念や不安が高まっていることに鑑み、より一層丁寧な説明、対応等を実施して市民の不安払拭に努めるとともに、発電施設の設置工事完了後においても、設置者の責任として当該対応を継続すること。

(4) 情報発信について

より多くの市民に当該発電事業の理解が得られるよう、設置工事の進捗や稼働後の状況に加え、景観保全措置や土砂災害等防止措置に関する情報を積極的、かつ、継続的に発信すること。

担当：環境部 環境政策課 再工ネ共生係 富塚 慶幸

TEL : 024-525-3742

E-mail : kankyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

農政部 農林整備課 林務係 佐藤 修一

TEL : 024-525-3729

E-mail : nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp

